

## 神戸市立中央市民病院整備運営事業 要求水準書等の修正について

「神戸市立中央市民病院整備運営事業」に関する要求水準書等を以下のとおり修正します。  
 なお、修正後の要求水準書等(修正箇所を含む一部)は別紙のとおりです。

番号	資料名	項目	細項目	P	修正前	修正後	
1	要求水準書 (別添1-2)	1施設設計・建設業務	(1)敷地及び施設に関する要件	11	(キ)備品計画 表 整備を要する部屋 「ケ 部門・諸室に関する要件」の諸室リストにおいて備品の欄に 印を付した部屋。 ただし、以下のものは、必要とされるすべての部屋。 ブラインド、_____ローパーテーション、天井ロールスクリーン、便所汚物入れ  整備を要する備品 造作家具、...ブラインド、_____ _____ _____ 机、...ものとする。)	「ケ 部門・諸室に関する要件」の諸室リストにおいて備品の欄に 印を付した部屋。 ただし、以下のものは、必要とされるすべての部屋。 ブラインド、カーテン、ローパーテーション、天井ロールスクリーン、便所汚物入れ、  造作家具、...ブラインド、カーテン、ローパーテーション、天井ロールスクリーン、便所汚物入れ、机、...ものとする。)	別紙1
2	要求水準書 (別添1-2)	1施設設計・建設業務	(1)敷地及び施設に関する要件	17	(9)ブラインド、カーテン及びカーテンレール ブラインド_____及びカーテンレールは、本施設設計・建設業務として整備する。	ブラインド、カーテン及びカーテンレールは、本施設設計・建設業務として整備する。	別紙2
3	要求水準書 (別添1-2)	1施設設計・建設業務	(1)敷地及び施設に関する要件	63	外来化学療法センター 待合・ロビー 使用目的 通院治療センターのための待合スペース。	外来化学療法センターのための待合スペース。	別紙3
4	要求水準書 (別添1-2)	1施設設計・建設業務	(1)敷地及び施設に関する要件	130	(b)緊急検査部門 24時間体制を維持するため使用する各分析装置は2台設置し、分析装置が故障したとき、速やかに復旧できる体制を整備する。(オンラインモニターを実施する。)	24時間体制を維持するため使用する各分析装置は2台設置し、分析装置が故障したとき、速やかに復旧できる体制を整備する。_____	別紙4
5	要求水準書 (別添1-3)	5医療関連サービス業務	(4)洗濯業務	77	イ 本業務の主たる内容 表 病棟・外来・当直用寝具	病棟用寝具(患者用)、当直・仮眠用寝具(職員用)	別紙5
6	要求水準書 (別添1-3)	5医療関連サービス業務	(4)洗濯業務	77	イ 本業務の主たる内容 表 白衣類・事務服  対象品 手術衣、診察衣、看護衣、解剖衣、サロンエプロン、帽子、事務服等	リネン類  バスタオル、タオル、小タオル、巻タオル、巻小タオル	
7	要求水準書 (別添1-3)	5医療関連サービス業務	(4)洗濯業務	77	イ 本業務の主たる内容 表 その他  対象品 間仕切りカーテン、窓カーテン、マット等	リネン類(洗濯のみ) 1  医師用白衣、解剖衣、看護服、予防衣等	
8	要求水準書 (別添1-3)	5医療関連サービス業務	(4)洗濯業務	77	イ 本業務の主たる内容 表 欄外注記  _____ _____	1 リネン類(洗濯のみ)の対象品は市が調達する。	
9	施設計画資料	施設計画資料 3 座標図			表 No7 Y 80889.691	No7 Y 80989.591	

番号	資料名	項目	細項目	P	修正前	修正後	
10	基本協定書(案)(別添3)	第8条(事業契約の締結)	第9項	5	甲は、第7項に規定する場合以外で、乙又はSPCの責めに帰すべき事由により、事業契約が締結されないとき、又は乙の責めに帰すべき事由により、本事業の入札行為に関して乙が遵守すべき義務の違反があり、当該違反を理由として事業契約が締結されなかった場合は、第9条第3項にかかわらず、事業契約に定める施設建設費の100分の5に相当する金額を違約金として支払わなければならない。	乙は、第7項に規定する場合以外で、乙又はSPCの責めに帰すべき事由により、事業契約が締結されないとき、又は乙の責めに帰すべき事由により、本事業の入札行為に関して乙が遵守すべき義務の違反があり、当該違反を理由として事業契約が締結されなかった場合は、第9条第3項にかかわらず、事業契約に定める施設建設費の100分の5に相当する金額を違約金として支払わなければならない。	別紙7
11	事業契約書(案)(別添4)	第80条(モニタリングによる是正措置)	第2項	33	甲は、業務是正命令にもかかわらず、乙の責めに帰すべき事由に基づかない場合を除き、乙の業務が業務水準を達成していないと認められた場合には、別紙[6]の規定に従い、サービス対価の支払い留保又は減額、協力法人の変更、本契約の全部又は一部の解除を行うことができる。ただし、乙の業務の未達成の状況が、法令の違反又は医療の提供若しくは本病院の運営に当たり、重大又は深刻な影響を及ぼすことが想定される場合には、業務是正勧告又は業務是正命令とあわせて、甲は直ちに、別紙[6]に定めるサービス対価の支払い留保又は減額、協力法人の変更、本契約の全部又は一部の解除を行うことができるものとする。	甲は、業務是正命令にもかかわらず、乙の責めに帰すべき事由に基づかない場合を除き、乙の業務が業務水準を達成していないと認められた場合には、別紙[6]の規定に従い、サービス対価の支払い留保又は減額、協力法人の変更請求、本契約の全部又は一部の解除を行うことができる。ただし、乙の業務の未達成の状況が、法令の違反又は医療の提供若しくは本病院の運営に当たり、重大又は深刻な影響を及ぼすことが想定される場合には、業務是正勧告又は業務是正命令とあわせて、甲は直ちに、別紙[6]に定めるサービス対価の支払い留保又は減額、協力法人の変更請求、本契約の全部又は一部の解除を行うことができるものとする。	別紙8
12	事業契約書(案)(別添4)	第106条(損害賠償)	第2項	49	前項のほか、乙が故意又は過失により、甲が本件病院につき実施する経営、診療等の業務に関して損害が生じた場合で、かかる損害と乙の行為(不作為を含む)との間に相当因果関係が認められるときは、甲は、乙に対し、当該損害の賠償を請求することができる。	前項のほか、乙の故意又は過失により、甲が本件病院につき実施する経営、診療等の業務に関して損害が生じた場合で、かかる損害と乙の行為(不作為を含む)との間に相当因果関係が認められるときは、甲は、乙に対し、当該損害の賠償を請求することができる。	別紙9
13	様式集(別添5)	様式208		52	各階平面図	別紙10のとおり	別紙10
14	様式集(別添5)	様式210		54	断面図	別紙11のとおり	別紙11
15	様式集(別添5)	様式233-2		108 ~ 111	長期修繕計画(案)費用内訳書	別紙12のとおり	別紙12

その他、絵画、彫刻等については、施設維持管理業務の一環として、買取維持管理運営やリース運営等、事業者提案によるものとする。

(キ) 備品計画

- ・ 癒しと安らぎの環境づくり、トータルインテリアコーディネート等の必要性から、施設整備計画と一体的に、什器・調度・家具等の備品（以下備品という。）整備を行う必要のある部屋について、計画及び調達を行うこと。なお、その他の備品については、市が調達する。
- ・ 防汚性・耐久性・耐震性に配慮し、また、すべての利用者にとって安全で快適な環境づくりをめざすユニバーサルデザインの考え方をもとに備品整備を行うこと。
- ・ 市が調達する什器備品や医療機器及び医療情報システム構築・運營業務において整備される画面表示装置等との調整を十分に行い、施設全体として、遺漏のない備品整備を行うこと。

整備を要する部屋	<p>「ケ 部門・諸室に関する要件」の諸室リストにおいて備品の欄に 印を付した部屋。</p> <p>ただし、以下のものは、必要とされるすべての部屋。 ブラインド、カーテン、ローパーティション、天井ロールスクリーン、便所汚物入れ</p>
整備を要する備品	<p>造作家具、メディカルコンソール、カウンター、ブラインド、カーテン、ローパーティション、天井ロールスクリーン、便所汚物入れ、机、イス、病棟ベッド（ベッドサイドレール及びオーバーヘッドテーブル含む）、スツール（病室用） 応接セット、壁掛時計、棚・吊戸棚、書棚、ロッカー、脱衣かご、下足箱、電話台、傘袋機、ごみ箱、家族控室のテレビ及び冷蔵庫 等</p> <p>全ての備品を整備する。（ただし、診察台、処置台、検査用ベッドなどについては、医療機器として市が調達するものとする。）</p>

(ク) 災害等への対策・対応

a 建物の安全確保

- ・ 建築構造に免震構造を導入し、地震発生時に建物本体の振動を抑制するとともに設備機器・医療機器等の損傷・転倒を防止し、院内の患者や医療スタッフなどの安全確保、医療活動の継続性確保を図る。
- ・ 浸水被害防止のため、医療上必要な機能については、原則として、地下階に設けない。
- ・ 非常時用のベッド、医薬品、食料品などの備蓄スペースを確保する。

b 災害時における拠点病院機能

- ・ 災害時等におけるヘリコプターの場外離着陸場を整備し、直通のエレベーターにより、救急部門、手術部門、血管造影室等と直結させる。

	<p>性を十分考慮すること。</p> <p>バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮し、車いすやベッドなどでもアクセス及び利用できるものとする。なお、兵庫県条例「環境の保全と創造に関する条例」第118条の2等に基づく建築物の緑化に留意すること。</p>
(6) コーナーガード等	<p>壁・柱等の出隅や開口部枠にはコーナーガードを設置する。面取り等、患者やスタッフなどの利用者の安全性に配慮したものとし、インテリアデザインと整合したものであること。</p> <p>また、ストレッチャーや配膳車等による壁面破損や汚染等の防止対策を行うこと。</p>
(7) 巾木等	<p>巾木等、床面と壁面の取り合い部は原則として、清掃性に配慮し、入り隅コーナーは丸面がとれるものとする。</p>
(8) ユニットバス・ユニットシャワー	<p>出入口の段差をなくし、必要な箇所に手摺を設置するなどバリアフリーに配慮した仕様とする。介助者が介添うことも配慮した広さとする(脱衣室共)。また、点滴フックや、ナースコールなど医療上必要な設備や浴室暖房設備(乾燥機能付)等の設備を設置する。</p> <p>安全面に配慮し、床仕上げは滑りにくいものとする。</p>
(9) ブラインド、カーテン及びカーテンレール	<p>カーテンボックス、カーテンレールは天井直付の静音タイプとする。カーテンを調光や暗室性能を有する箇所に設置する場合は、遮光タイプを使用する。</p> <p>ブラインド、カーテン及びカーテンレールは、本施設設計・建設業務として整備する。</p>
(10) 廊下・階段手摺	<p>伝い歩きが可能なように連続させ、抗菌タイプの材料を使用する。廊下・階段手摺は上下2段に設置する。</p>
(11) 手指消毒液専用ボックス等	<p>全ての病室の廊下側出入口脇に壁内埋め込み式ステンレス製ボックス及びビニル手袋等収納棚を設置する。</p> <p>(無機質なデザインとならないように配慮すること。)</p>
(12) 点滴フック・点滴レール	<p>ベッド、診察台等を設置する箇所には用途に応じて点滴フックまたは点滴レールを設置する。</p>

(イ) 外来部門 調査リスト

区分	室名	室数	広さ	使用目的	設計水準	備品
	外来化学療法センター					
	受付	適宜		外来化学療法センター専用の受付。	[受付]とする。	
	待合・ロビー	適宜		外来化学療法センターのための待合スペース。	[待合・ロビー]に以下を追加する。 他部門と兼用可とする。	
	化学療法室	1		「がんセンター」を構成する診療科が化学療法を行う。	スタッフステーションを設置する。 処置用ベッド10台及び医療用リクライニングチェア10台対応とする。 処置用ベッドの両サイドをパーティション等により仕切る。 特殊採血のためのコーナーを設置する。 トイレを設置する。	
	サテライトファーマシー					
	準備室	1		簡易調剤、監査を行う。 翌日調製分の薬剤を患者ごとに保管する。 薬品の消毒を行う。	調剤台、監査台の設置に対応する。 薬剤保管棚の設置に対応する。 薬品消毒コーナーを設ける。 消毒剤薬品の清潔度を保つこと	
	書類倉庫	1		がん関連の書類、資料及び処方せん(3年分)の保管。 準備室に隣接させる。	書棚5台程度の設置に対応する。	
	更衣室	1		無菌調製室に入るためのカウニングを行う。 準備室と無菌調製室との間に設ける。 無菌調整室のクリーン度を保つための前室としても機能する。	2人程度の更衣に対応する。	
	無菌調製室	1		外来化学療法センター及び各病棟ユニットの注射薬の特殊な薬品(抗がん剤等)の混合無菌調製を行う。 外来化学療法センタースタッフステーションに隣接させる。	安全キャビネット8台程度に対応する。 調剤台、監査台の設置に対応する。 準備室との間にパススルー冷蔵庫を設ける。 外来化学療法センタースタッフステーションとの間にパススルー冷蔵庫を設ける。 クラス とする。	
	成育医療センター					
小児センター外来						
				小児科にふさわしい内装、家具備品等に配慮する。		
待合・ロビー	適宜		診察・処置などの待機スペース。	[待合・ロビー]に以下を追加する。 感染症患者とそれ以外の患者との待合スペースの分離に配慮する。		
プレイコーナー	1		読書・おもちゃなどで遊ぶことのできる待機スペース。	泣く子供や感染症児童用に一部をガラスで間仕切り、他と区画する。 書棚・おもちゃの収納スペースを確保する。		
診察室	3	1B	外来患者の診察を行う。	[診察室]に以下を追加する。 室内にカーテンで仕切られた更衣スペースを設ける。 うち1室は広めとし、かつ前室付とし、陰陽圧切替とする。		
処置室	1	2B	外来患者の処置を行う。	[処置室]とする。		
心エコー室	1	2B	心臓超音波検査を行う。	検査ベッド2台に対応する。 各検査ベッドはアコーディオンカーテン等で間仕切りをする。 出入口内側にカーテンを設置し、内部が見えないようにする。		
授乳室	1		授乳を行う。	外部から見えないよう配慮する。 流し台などの調乳に必要な設備対応。 オムツ代えコーナーを併設する。 カーテン等の仕切りにより2名の使用を可能とする。		
小児用便所	1		小児用の便所。	小児用便器を適宜設置する。		

- ・ 独立制御可能な空調とする。

(b) 緊急検査部門

24時間体制で緊急検査を行う。実施する項目は血液ガス、電解質、細菌・ウイルス検査、生化学検査、血液検査（血球計数、凝固）、輸血関連検査、髄液検査、薬物検査などとする。

24時間体制を維持するため使用する各分析装置は2台設置し、分析装置が故障したとき、速やかに復旧できる体制を整備する。

救急部門、集中治療部門、手術部門などとは隣接、もしくは専用搬送システムを計画する。

(c) 輸血部門

輸血業務の一元管理

- ・ 血液製剤の発注・保管・供給などの事務的業務も含めて一括管理を行う。輸血に関するすべての業務を責任医師の監督の下に実施する。

24時間輸血業務の体制

- ・ 輸血検査を24時間体制で行うために安全な検査体制を整える。

情報の発信

- ・ 血液製剤の安全性や適正使用に関する情報を常に収集して院内に提供し、安全で有効な輸血療法を支援する。

自己血貯血のシステム管理

- ・ 自己血貯血計画の把握及び入出庫管理（保管・使用・廃棄）をシステム管理する。当面外来部門の採血室のベッドで貯血を行うが、将来的には輸血部門内で行えるよう考慮しておく。

輸血前検査の実施

- ・ 血液型、不規則抗体検査等輸血に関わる検査及び交差適合試験を行う。
- ・ 輸血部門は検体検査部門（血液検査）に隣接させる。

(d) 生理検査部門

心機能検査

- ・ 下記の検査を行う。

◆ 心電図関連

安静心電図、トレッドミル、ホルター（24時間）心電図、  
血圧脈波（PWV）検査

エコーセンター

- ・ エコー一般に関する検査を集約して実施するエコーセンターを設置する。
- ・ 下記の検査を行う。

◆ 心エコー関連検査

心エコー、小児心エコー、経食道心エコー、負荷心エコー（運動、

## (4) 洗濯業務

## ア 本業務の目的

(ア) リネン類の回収・洗濯・供給を一元化して行い、快適な療養環境を提供する。

## イ 本業務の主たる内容

(ア) リネンサプライ体制の構築、運営・管理

(イ) リネン類の管理

(ウ) リネン類の供給

(エ) リネン類の交換・ベッドメイキング

(オ) リネン類の回収

(カ) リネン類の洗濯

(キ) マットレスの消毒管理

(ク) ベッドの消毒及び管理

本業務の主な供給対象品目は以下の表のとおりである。

	対象品
病棟用寝具（患者用）当 直・仮眠用寝具（職員用）	敷布団（マット）、枕、毛布、シーツ、枕用包布、毛布用包布、 タオルケット、横シーツ、ゴムシーツ、マットレス、ベッド
入院用病衣	成人用病衣、小児用病衣、成人患者用術衣、小児患者用術衣
リネン類	バスタオル、タオル、小タオル、巻タオル、巻小タオル
リネン類（洗濯のみ） 1	医師用白衣、解剖衣、看護服、予防衣等

1 リネン類（洗濯のみ）の対象品は市が調達する。

## ウ 事業者が実施する業務

事業者は以下に示すものを除き、本業務にかかる全てを実施する。

(ア) 離床不可能者の寝具交換

(イ) 伝染病の病原体に汚染されているリネン類の処理（汚染の恐れのあるものを含む。）

(ウ) 診療用放射線同位元素により汚染されているリネン類の処理（汚染の恐れのあるものを含む。）

本業務で想定している業務区分を表 5.(4).1 に示す。

業務区分表はあくまで想定により作成した参考資料であり、要求水準を満たした上で業務内容の変更や他業務との再構築に関する提案は可能である。

## エ 事業者が負担する費用

事業者は以下に示すものを除き、本業務にかかる全ての費用を負担する。

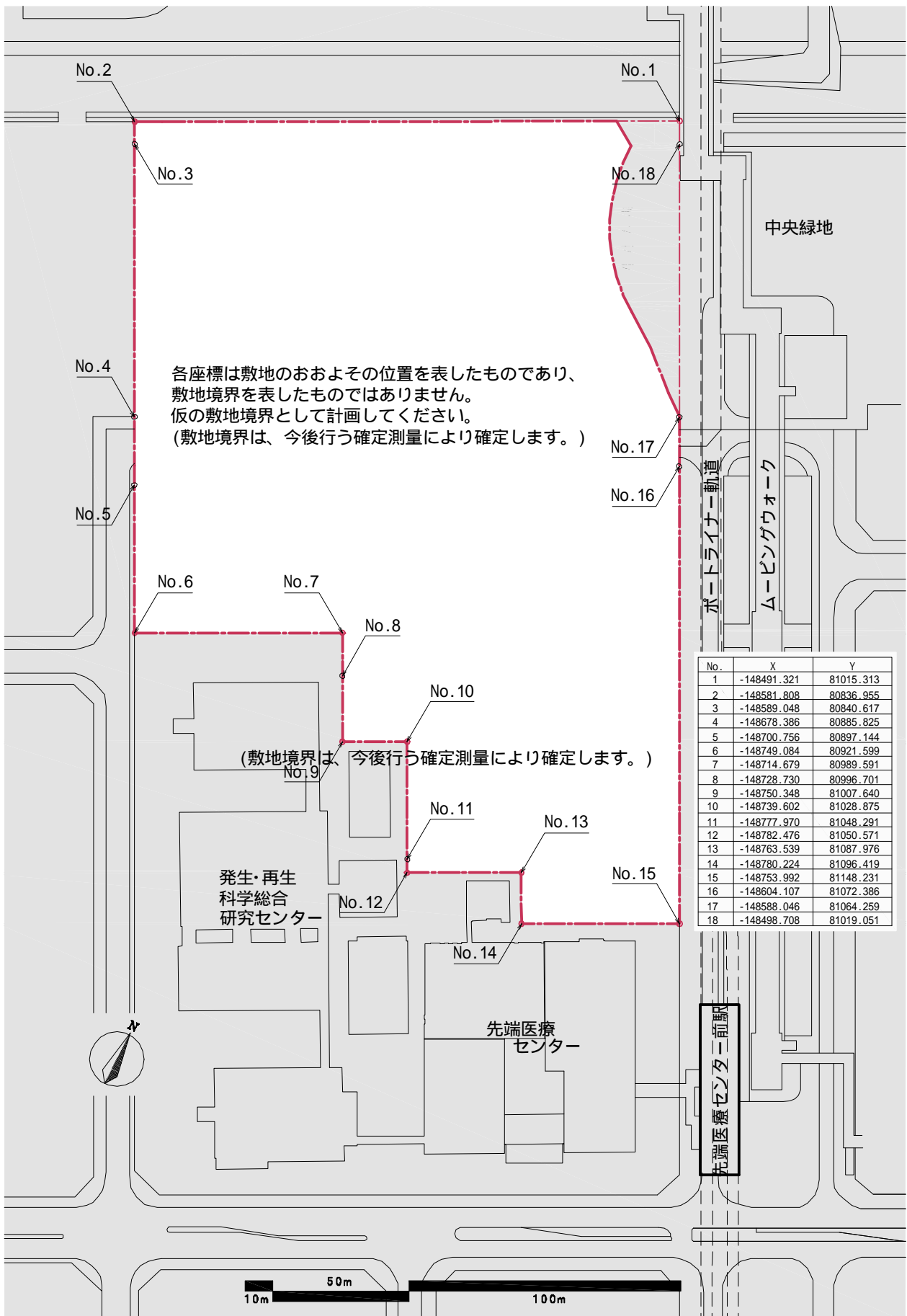
(ア) 光熱水費、通信費

(イ) 伝染病の病原体に汚染されているリネン類の処理にかかる費用

(ウ) 診療用放射線同位元素により汚染されているリネン類の処理にかかる費用

# 施設計画資料 3 新中央市民病院 座標図

縮尺 1/2000



- 6 前項の場合において、施設設計・建設業務にかかるサービス対価のうち施設建設費の変更があった場合には、保証の額が変更後の施設設計・建設業務にかかるサービス対価のうち施設建設費の 100 分の 10 以上に達するまで、甲は、保証の額の増額を請求することができ、乙は、S P C をして保証の額の減額を請求することができる。
- 7 乙の構成員又は応募者提案等で明示した協力法人が、事業契約に関して次の各号の一に該当したときは、第 9 条第 3 項にかかわらず、甲の請求に基づき、乙は施設建設費のうち（契約締結後、施設建設費を変更した場合は、変更後の金額とする。）の 100 分の 10 に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- ( 1 ) 公正取引委員会が、乙の構成員又は応募者提案等で明示した協力法人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は乙の構成員が構成事業者である事業者団体が同法第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反したことにより、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく課徴金の納付命令を受け、当該納付命令が確定したとき。
  - ( 2 ) 乙の構成員又は応募者提案等で明示した協力法人の役員若しくは代理人、使用人その他の従業者に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
  - ( 3 ) 乙の構成員又は応募者提案等で明示した協力法人の役員若しくは代理人、使用人その他の従業者に対し、刑法第 198 条に規定する刑が確定したとき。
  - ( 4 ) その他乙の構成員又は応募者提案等で明示した協力法人の役員若しくは代理人、使用人その他の従業者が第 1 号から前号に規定する違法な行為をしたことが明白となったとき。
- 8 乙は、乙の構成員又は応募者提案等で明示した協力法人が、事業契約に関して前項の各号の一に該当し、かつ、次の各号の一に該当したときは、甲の請求に基づき、前項に規定する事業契約による施設建設費の 100 分の 10 に相当する額のほか、当該施設建設費の 100 分の 5 に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- ( 1 ) 前項第 1 号に規定する確定した命令について、独占禁止法第 7 条の 2 第 6 項の規定の適用があるとき。
  - ( 2 ) 乙が甲に前項各号に規定する違法な行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 9 乙は、第 7 項に規定する場合以外で、乙又は S P C の責めに帰すべき事由により、事業契約が締結されないとき、又は乙の責めに帰すべき事由により、本事業の入札行為に関して乙が遵守すべき義務の違反があり、当該違反を理由として事業契約が締結されなかった場合は、第 9 条第 3 項にかかわらず、事業契約に定める施設建設費の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として支払わなければならない。この場合、前項に基づき、甲が契約保証金を、受領している場合には、これを違約金に充当するものとする。
- 10 乙が第 7 項、第 8 項、前項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、未払い額に対する年 100 分

**（モニタリングによる是正措置）**

**第 80 条** 甲は、第75条に規定するモニタリングの結果、本契約で定める乙の業務の状況が、業務水準を客観的に逸脱していることが判明した場合、甲は、乙に対して別紙[6]の規定に従い、業務是正勧告、業務是正命令を行うことができる。

- 2 甲は、業務是正命令にもかかわらず、乙の責めに帰すべき事由に基づかない場合を除き、乙の業務が業務水準を達成していないと認めた場合には、別紙[6]の規定に従い、サービス対価の支払い留保又は減額、協力法人の変更請求、本契約の全部又は一部の解除を行うことができる。ただし、乙の業務の未達成の状況が、法令の違反又は医療の提供若しくは本病院の運営に当たり、重大又は深刻な影響を及ぼすことが想定される場合には、業務是正勧告又は業務是正命令とあわせて、甲は直ちに、別紙[6]に定めるサービス対価の支払い留保又は減額、協力法人の変更請求、本契約の全部又は一部の解除を行うことができるものとする。

**第 6 章 病院の経営環境等の大幅な変動による解除等****（病院の経営環境等の大幅な変動による変更請求）**

**第 81 条** 甲は、第77条、第78条、第88条又は第90条に関わらず、法令改正等、不可抗力、本病院の規模の変更等の経営方針の変更、患者数・医療収入等の大幅な変動、その他本病院の経営環境の大幅な変動により、本契約に定める乙の業務及びサービス対価を継続することが、本病院の経営を著しく悪化させる恐れがあると合理的に認められる場合には、乙に対して、業務方法、業務水準及び業務範囲の変更、それに伴うサービス対価の変更を請求することができる。

- 2 第1項に定める、業務水準及び業務内容の変更、それに伴うサービス対価の変更の手続は、第77条、第78条及び第85条を準用する。

**（業務水準又は業務範囲の重大な変更等による一部解除）**

**第 82 条** 甲は、前条の規定による変更では、本事業の遂行に著しい悪影響を及ぼすと認める合理的な理由がある場合、又は法令改正等、不可抗力、本病院事業の規模の変更又は技術革新等により乙の業務の一部について当該業務が不要となったと甲が合理的に判断した場合には、第93条から第96条の規定にかかわらず、乙に対し、本契約の一部解除に関する協議を求めることができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

- 2 前項の協議は、甲の請求から[3]か月以内に終了するものとする。
- 3 前項の協議が調わない場合、甲は、解除日から[3]か月前までにその理由を付して書面によりその旨を通知することにより、当該業務にかかる本契約の一部を解除することができる。乙は、解除日までの間、法令に反しない限度で当該業務を遂行することを

- ア 債務不履行事由。
- イ 第102条第2項に規定する表明及び保証にかかる不実が判明したこと。
- ウ その他甲による本契約違反。
- エ 本事業の遂行に重大な悪影響を及ぼす法令変更。
- オ 時の経過又は通知により、上記アからウに該当する事実又はそのおそれのある事実の発生。

### 第13章 その他

#### (公租公課)

**第104条** 本契約に関連して生じる公租公課は、サービス対価にかかる消費税及び地方消費税を除き、全て乙の負担とする。

#### (遅延損害金)

**第105条** 甲が本契約に基づいて履行すべきサービス対価その他の金銭の支払を遅延した場合、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した額を乙に対し遅延損害金として支払う。

2 乙が本契約に基づき行うべき支払が遅延した場合には、遅延した支払額について、神戸市契約規則第33条第1項に定める割合で計算した遅延利息を甲に支払わなければならない。

#### (損害賠償)

**第106条** 甲及び乙は、相手方が本契約上の義務に違反した場合は、本契約に定めのある場合のほか、当該違反により被った損害の賠償を請求することができる。

2 前項のほか、乙の故意又は過失により、甲が本件病院につき実施する経営、診療等の業務に関して損害が生じた場合で、かかる損害と乙の行為（不作為を含む）との間に相当因果関係が認められるときは、甲は、乙に対し、当該損害の賠償を請求することができる。

3 甲が乙に対し第1項の損害賠償を行う場合の支払時期は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第6条の規定に従う。

#### (保険契約)

**第107条** 乙は、乙の費用負担の下に、損害保険会社等との間で、甲の承諾する別紙[11]の1及び2に記載する内容の保険契約を締結し、別紙[11]の1及び2に定める呈示

各階平面図

\* 以下の項目に従って作成すること。

- ・縮尺は、1/600 とする。
- ・図面左方を北とする。壁はシングルラインにて表現し、柱を記入のこと。
- ・各室出入口扉はラインカットにて、病室ベッド位置は破線にて表現すること。
- ・1階平面図には災害時活動スペース等、周囲の附帯施設を記入する。
- ・屋根伏図も作成し、屋上緑化を行う場合には屋根伏図に表現すること。
- ・部門名、室名を記入し、各部門ごとに、下表の淡色により着色すること。

なお、25部のうち1部は、配置図、各階平面図、立面図及び断面図を無着色とし、表紙にその旨を記載すること。

部 門	色	部 門	色
外来部門	緑	映像医学・放射線治療・内視鏡部門	橙
病棟部門	黄	リハビリテーション部門	ベージュ
救急部門	赤	薬剤部門	水色
手術部門	青	臨床検査部門	灰色
集中治療部門	桃	その他の部門	適宜
透析・血液浄化部門	黄緑		

部門構成や動線計画等をよりわかりやすく表現するため、使用する色を増やし、「その他の部門」をさらに色分けすることや、植栽部分等を着色してもかまわない。ただし、上表の指定色が明確に区別できるような色を採用するなどの配慮をすること。

- ・A3用紙に納まらない場合はA3サイズに折り込むものとする。
- ・用紙枠が図面作成上の支障となる場合は、省略してもかまわない。
- ・別途、A1サイズに拡大したものを3部(うち2部をパネル化)提出すること。

断面図

- \* 以下の項目に従って作成すること。
  - ・縮尺は、1/600 とする。
  - ・断面軸は各棟 2 軸以上とし、建物高さ、階高、部門配置、免震層が読み取れる表現とする。
  - ・いずれかの断面に、場外離着陸場及び場外離着陸場からのエレベーターシャフトを表現すること。
  - ・部門名、室名を記入し、各部門ごとに、下表の淡色により着色すること。
- なお、25部のうち1部は、配置図、各階平面図、立面図及び断面図を無着色とし、表紙にその旨を記載すること。

部 門	色	部 門	色
外来部門	緑	映像医学・放射線治療・内視鏡部門	橙
病棟部門	黄	リハビリテーション部門	ベージュ
救急部門	赤	薬剤部門	水色
手術部門	青	臨床検査部門	灰色
集中治療部門	桃	その他の部門	適宜
透析・血液浄化部門	黄緑		

部門構成や動線計画等をよりわかりやすく表現するため、使用する色を増やし、「その他の部門」をさらに色分けすることや、植栽部分等を着色してもかまわない。ただし、上表の指定色が明確に区別できるような色を採用するなどの配慮をすること。

- ・ A 3 用紙に納まらない場合は A 3 サイズに折り込むものとする。
- ・ 用紙枠が図面作成上の支障となる場合は、省略してもかまわない。
- ・ 別途、A 1 サイズに拡大したものを 3 部（うち 2 部をパネル化）提出すること。

長期修繕計画書(案)		費用内訳書(単位:千円)										備考	
経過年数	竣工後 平成	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目		
部位・設備													
建築	屋根												
	外部												
	建具												
	内部仕上												
	内部雑												
	その他												
各年度における 計画修繕の内容													
建築合計													
設備	受変電設備												
	発電・電源設備												
	中央監視設備												
	電灯・動力・接地設備												
	通信・情報・弱電設備												
	防災・セキュリティ設備												
	場外離着陸場設備												
	空調設備												
	換気設備												
	排煙設備												
	自動制御設備												
	衛生器具設備												
	給排水給湯設備												
	消火設備												
	ガス・雨水設備												
	医療ガス・医療用水設備												
	ごみ・厨房設備												
	昇降機設備												
	搬送設備												
	その他												
各年度における 計画修繕の内容													
設備合計													
合計													

108

A3横使い横書きで記入し、32年間分を記載すること。  
 (【10年間】×3枚)+(【30年間合計】・【31年目】・【32年目】・【32年間合計】)の計4枚程度  
 「部位・設備」は提案内容に合わせて記載すること。

別紙12

Microsoft Excelのソフトを用いて作成し、Microsoft Excel形式及びPDF形式で提出すること。

提案受付番号：

長期修繕計画書(案)		費用内訳書(単位:千円)											備考
経過年数	竣工後 平成	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目		
	部位・設備												
建築	屋根												
	外部												
	建具												
	内部仕上												
	内部雑												
	その他												
	各年度における 計画修繕の内容												
建築合計													
設備	受変電設備												
	発電・電源設備												
	中央監視設備												
	電灯・動力・接地設備												
	通信・情報・弱電設備												
	防災・セキュリティ設備												
	場外離着陸場設備												
	空調設備												
	換気設備												
	排煙設備												
	自動制御設備												
	衛生器具設備												
	給排水給湯設備												
	消火設備												
	ガス・雨水設備												
	医療ガス・医療用水設備												
	ごみ・厨房設備												
	昇降機設備												
	搬送設備												
	その他												
各年度における 計画修繕の内容													
設備合計													
合計													

A3横使い横書きで記入し、32年間分を記載すること。  
 (【10年間】×3枚)+(【30年間合計】・【31年目】・【32年目】・【32年間合計】)の計4枚程度  
 「部位・設備」は提案内容に合わせて記載すること。  
 「仕上・設備項目」は、適宜追加すること。

Microsoft Excelのソフトを用いて作成し、Microsoft Excel形式及びPDF形式で提出すること。

提案受付番号：

長期修繕計画書(案)		費用内訳書(単位:千円)											備考
経過年数	竣工後 平成	21年目	22年目	23年目	24年目	25年目	26年目	27年目	28年目	29年目	30年目		
	部位・設備												
建築	屋根												
	外部												
	建具												
	内部仕上												
	内部雑												
	その他												
	各年度における 計画修繕の内容												
建築合計													
設備	受変電設備												
	発電・電源設備												
	中央監視設備												
	電灯・動力・接地設備												
	通信・情報・弱電設備												
	防災・セキュリティ設備												
	場外離着陸場設備												
	空調設備												
	換気設備												
	排煙設備												
	自動制御設備												
	衛生器具設備												
	給排水給湯設備												
	消火設備												
	ガス・雨水設備												
	医療ガス・医療用水設備												
	ごみ・厨房設備												
	昇降機設備												
	搬送設備												
	その他												
各年度における 計画修繕の内容													
設備合計													
合計													

A3横使い横書きで記入し、32年間分を記載すること。  
 (【10年間】×3枚)+(【30年間合計】・【31年目】・【32年目】・【32年間合計】)の計4枚程度  
 「部位・設備」は提案内容に合わせて記載すること。

長期修繕計画書(案)		費用内訳書(単位:千円)				31年目	32年目	32年間合計	備考
経過年数	竣工後	30年間合計	備考						
	平成								
部位・設備									
建築	屋根								
	外部								
	建具								
	内部仕上								
	内部雑								
	その他								
各年度における計画修繕の内容									
建築合計									
設備	受変電設備								
	発電・電源設備								
	中央監視設備								
	電灯・動力・接地設備								
	通信・情報・弱電設備								
	防災・セキュリティ設備								
	場外離着陸場設備								
	空調設備								
	換気設備								
	排煙設備								
	自動制御設備								
	衛生器具設備								
	給排水給湯設備								
	消火設備								
	ガス・雨水設備								
	医療ガス・医療用水設備								
	ごみ・厨房設備								
	昇降機設備								
	搬送設備								
	その他								
各年度における計画修繕の内容									
設備合計									
合計									

A3横使い横書きで記入し、32年間分を記載すること。  
 (【10年間】×3枚)+(【30年間合計】・【31年目】・【32年目】・【32年間合計】)の計4枚程度  
 「部位・設備」は提案内容に合わせて記載すること。

【32年目】に、<市が予定している大規模修繕>を含むこと。